

熊本県告示第 830 号

昭和 47 年 10 月 31 日熊本県告示第 860 号の 8（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

下赤田銃猟禁止区域の項の 4 を次のように改める。

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

熊本銃猟禁止区域の項の 2、3 及び 4 を次のように改める。

2 区域 熊本市、合志町、菊陽町、西合志町、益城町（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 14,496 ヘクタール

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 831 号

昭和 57 年 10 月 20 日熊本県告示第 1080 号の 10（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

船山銃猟禁止区域の項の 4 を次のように改める。

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

西ノ浦銃猟禁止区域の項の 4 を次のように改める。

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 832 号

平成 4 年 10 月 26 日熊本県告示第 792 号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

岩原銃猟禁止区域の項の 4 を次のように改める。

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

嘉島銃猟禁止区域の項の 4 を次のように改める。

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

熊本港銃猟禁止区域の項の 2、3 及び 4 を次のように改める。

2 区域 熊本市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 735 ヘクタール

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

熊本県告示第 833 号

平成 11 年 10 月 29 日熊本県告示第 774 号（銃猟禁止区域の設定）の一部を次のように改める。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

砂原銃猟禁止区域の項の 2、3 及び 4 を次のように改める。

2 区域 熊本市（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

3 面積 520 ヘクタール

4 存続期間 平成 14 年 11 月 1 日から平成 24 年 10 月 31 日まで

公 告**熊本県公告第 787 号**

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 1 項第 3 号の規定により次のとおり役員の抹消に関する変更届出があったので、同条例第 37 条の規定により公告する。

平成 14 年 10 月 23 日

熊本県知事 潮 谷 義 子